

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社に生命保険外交員として採用され、B縣市C所在のB支社（以下「会社」という。）の管轄下にあるD営業所（以下「営業所」という。）に配属され、勤務していた。

請求人によると、業務によるストレスから過敏性腸症候群を発病し、入院した経緯があるところ、平成〇年〇月〇日、B県E在住の顧客への訪問を命じられ、激しい頭痛、吐き気等の症状が出現したという。

請求人は、同年〇月〇日、F病院に受診したところ「適応障害」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは、上司、同僚からのいじめが原因であるとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争 点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会の事実の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病の時期について、G医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、請求人は平成〇年〇月頃にICD-10診断ガイドラインの「F43.2 適応障害」（以下「本件疾病」という。）を発病したと考えられる旨述べている。当審査会としても、請求人の症状経過及び医証等に照らし、同医師の意見を妥当なものと判断する。

(2) ところで、本件疾病を含む精神障害に係る業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取り扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人は、平成〇年〇月に〇協会〇試験に不合格になったことにより、嘱託職員に降格させられたことを主張しているが、同主張に関する出来事については、本件疾病発病前おおむね6か月（以下「評価期間」という。）よりも前の出来事であるから、評価できない。

(4) 評価期間の業務に関する出来事を、請求人の主張等も踏まえ、以下により検討する。

#### ア「特別な出来事」について

認定基準別表1に定める「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は見受けられない。

#### イ「特別な出来事以外の出来事」について

請求人は、評価期間の業務に関する出来事として、①入社以来、歴代営業所長が、請求人に対して保険営業の訪問担当エリア（以下「エリア」という。）を与えない、あるいは希望とはほど遠いエリアを担当させたこと、②平成〇年〇月〇日、Hにすれ違いざま暴言を吐かれたこと、③平成〇年〇月〇日、I営業所長が、請求人の顧客である保険加入者の契約金額を引き下げ、故意に請求人の勤務成績を落とそうとしたこと、④平成〇年〇月〇日の朝礼後、同僚と共に〇契約に関する演習問題に取り組んでいる最中、Jから「うるさい」と暴言を吐かれたことを主張する。

(ア) 上記①の主張に関する出来事についてみると、エリアの決定という業務をめぐって請求人と上司との間に生じたトラブルであるから、認定基準別表1の「上司とのトラブルがあった」に該当し、その平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。

このエリアをめぐるトラブルに関し、I営業所長は、どのエリアをどの職員に担当させるかについては、営業所長が、職員の住所、業務適正及びエリア内の顧客数等を踏まえて公平に決めている旨述べつつ、請求人が「Kはお客さんらしいお客もいないので嫌だ。Kは嫌だ。担当エリアが欲しい。」「街の中心部が欲しい」と希望を言い続けてきたことを踏まえて、Lをエリアとして付与したと述べている。また、M元営業所長は、自身が営業所長であった頃、請求人は、既にN、Kエリアを担当しており、他の職員へのエリア付与状況等を考えると、請求人にだけエリアを追加付与することはできなかった旨述べている。

そうすると、歴代営業所長によるエリアの割り当ては、エリア内の顧客数や他の職員へのエリア付与状況等を考慮して行われており、また、請求人について、I営業所長は、請求人の希望に沿ってエリアを付与するといった配慮をしていたことに鑑みれば、この出来事は客観的にはトラブルとはいえ、心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

(イ) 上記②の主張に関する出来事についてみると、I営業所長の申述から、Hが請求人に対し「キチガイ」と発言したことが確認できることから、認定基準別表1の「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」に該当し、その平均的な心理的負荷の強度は「Ⅲ」である。

しかしながら、I営業所長はHの同発言を注意しており、その後、Hが

請求人の人格を否定する発言等を繰り返したことを本件資料からは確認できないことから、この出来事の心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

(ウ) 上記③の主張については、本件の一件記録からは、請求人の主張以外に客観的に当該出来事を確認することができない。また、営業所長の立場にある者が、顧客の契約金額を引き下げるとは常識的に考えられず、顧客が自らの判断で保険金を下げたと考えるのが自然であることから、I 営業所長が請求人の勤務成績を故意に落とそうとした出来事とは認められない。

したがって、認定基準別表 1 の具体的出来事に当てはめて評価することはできない。

(エ) 上記④の主張を、出来事として認定基準別表 1 の具体的出来事に当てはめると、「同僚とのトラブルがあった」に該当し、その平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。

この出来事について、I 営業所長は、朝礼後の演習時に私語を続けていた請求人に対し、J が「うるさい」と注意をした旨述べており、また、P も、J が請求人に対し「うるさい」と発言したことがあった旨述べている。

したがって、請求人が J から「うるさい」と言われたことは事実であると認められるものの、本件の一件記録からは、その後、請求人と J との間にトラブルがあったことは確認できないことから、この出来事に関する心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

(オ) 上記 (ア) ないし (エ) のとおり、評価期間において業務による心理的負荷の総合評価「弱」の出来事が 3 つであり、全体評価は「弱」と判断する。

なお、請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足るものは見いだせなかった。

(5) 業務以外の心理的負荷及び個体側の要因については、特に評価すべき要因は認められない。

3 以上のとおりであるから、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。